

# 会議記録

会議名称	第10期（平成30・令和元年度）第4回杉並区男女共同参画推進区民懇談会
日時	令和元年7月5日（金） 午後6時30分～8時00分
会場	杉並区役所 第6会議室
出席者	13名 村松委員、高畑委員、田中委員、長瀬委員、原委員、高本委員、清水委員、新関委員、長澤委員、近藤委員、赤池委員、大津委員、米沢委員 ※欠席者3名
	4名 男女共同参画担当課長、男女共同・犯罪被害者支援係長、担当者2名
傍聴者	0名
配布資料	資料1 男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書（平成30年度実績）評価指標（案）一覧 資料2 性的少数者に関する正しい認識と理解の促進に向けた事業について 資料3 配偶者暴力相談支援センターの運営状況について <b>【参考資料】</b> 第10期（平成30・令和元年度）杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員名簿（平成31年4月1日現在） 第3回男女共同参画推進区民懇談会 会議記録 ゆうCan60号 令和元年版 男女共同参画白書（概要）（内閣府）
会議次第	1 開会 2 議題 （1）男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書（平成30年度実績）における各事業の評価指標（案）について （2）性的少数者に関する正しい認識と理解の促進に向けた事業について 3 報告等 4 連絡事項等 5 閉会
会議要旨	1 開会 ○男女共同参画担当課長 男女共同参画推進区民懇談会（以下、「懇談会」）を公開とすること、会議録を作成し区公式ホームページで公開するため会を録音することについて説明及び今年度から新しく就任した委員について紹介。 ○男女共同参画担当課長 過去の懇談会において委員から寄せられた病児保育に関する質問について、担当課である保育課からの回答を説明（省略）。 2 議題（1）男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書（平成30年度実績）における各事業の評価指標（案）について ○男女共同参画担当課長 男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書（平成30年度実績）における各事業の評価指標（案）について、資料1に基づき説明（省略）。 ○委員 今回設定した指標は、計画期間の4年間は変更しないのか。 ○男女共同参画担当課長 経年の変化を見るためにも、計画期間を通して指標は変更しない予定である。 ○委員 男女平等推進センター情報誌ゆうCan（以下、「ゆうCan」）は、誰を対象とし、どこにどの程度配布されているのか。 ○男女共同・犯罪被害者支援係長 区民を対象とし、1号につき3,500部作成し、区内施設、区立学校などに配布するとともに、駅の広報スタンドにも設置している。 ○委員 ゆうCanは月刊で発行しているのか。

- 男女共同・犯罪被害者支援係長 年に2回程度、3,500部×2回の計7,000部発行している。
- 委員 情報誌はどの程度読まれているかが重要であり、それが分からず発行部数を経年で比較しても、あまり意味がないと思われる。
- 男女共同参画担当課長 認知度などが調査できれば、指標として設定してもよい。
- 委員 ゆうCanは、区公式ホームページからダウンロードできるのか。できるのであれば、ダウンロード数を指標とするのはどうか。また、バックナンバーもホームページで見られるとよい。
- 男女共同・犯罪被害者支援係長 区公式ホームページにおいて、閲覧及びダウンロードできる。また、バックナンバーも同様に閲覧及びダウンロードが可能である。
- 委員 広報紙にゆうCan発行のお知らせを掲載してはどうか。
- 委員 男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動週間には広報紙に記事が掲載されるが、その際に発行のお知らせを掲載してはどうか。
- 委員 男女平等推進センター委託講座の募集記事が広報紙に掲載されるが、その際に発行のお知らせを掲載してはどうか。
- 委員 杉並区には広報専門監がいるのであるから、協力を依頼し、ゆうCanの節目の号などに、広報紙の1面に掲載してはどうか。
- 男女共同・犯罪被害者支援係長 広報紙への記事掲載とゆうCan発行のタイミングが合えば、発行のお知らせを掲載することも検討したい。
- 男女共同参画担当課長 本日いただいたご意見を参考に、事業番号31「男女共同参画啓発事業の強化」における評価指標「情報誌ゆうCan発行数」は再検討したい。
- 委員 男女別の数値を出す件について、例えば、事業番号25「地域住民活動の支援」の評価指標「町会・自治会加入率」、事業番号34「男女平等推進センター啓発講座の充実」の評価指標「男女平等推進センター啓発講座延参加者数」、事業番号41「DV専用ダイヤルのさらなる充実」の評価指標「配偶者等からの暴力についての相談件数」、事業番号58「外国人相談」の評価指標「外国人相談件数」などは男女別の数値が必要である。男女共同参画担当が担当している事業は、可能な限り男女別の数値を出して欲しい。
- 男女共同参画担当課長 引き続き、各事業の担当課と調整を進めていきたい。
- 委員 ゆうCanは、区内事業所に配布していないのか。配布すれば、事業所における男女共同参画の促進につながる。
- 男女共同・犯罪被害者支援係長 テーマによって配布場所を多少変更しているが、今回は「働きやすい職場」がテーマであったため、東京商工会議所杉並支部にも配布した。
- 委員 東京商工会議所杉並支部のホームページに、ゆうCanが掲載されているページへのリンクを貼ってもらうとよいのではないかと。
- 委員 デートDV出前講座は、どこの高校で実施したのか。また、対象は全学年か。
- 男女共同・犯罪被害者支援係長 昨年度は区内都立高校1校で実施し、今年度は区内都立高校2校で実施予定である。対象は学校の希望に応じるため、特定の学年のみが対象であったり、全学年が対象であったりと様々である。
- 委員 改めて行動計画の事業を見ると、全体として総花的になっている印象が強く、なぜこの事業が男女共同参画に関係するのか疑問なものもある。
- 男女共同・犯罪被害者支援係長 改定前の計画は全126事業あったが、現在の計画は、改定時にかなり吟味して絞り込んでいる。なお、国や東京都の男女共同参画行動計画においても、同様に多岐に渡った取り組みを行っている。
- 委員 事業番号27「地域人材の育成」の評価指標では「①すぎなみ地域大学実施講座数、②すぎなみ地域大学受講者数」のように講座数とその受講者数となっているが、事業番号28「成人学習支援」の評価指標では「①すぎなみ大人塾のコース数、②区民企画講座の開催講座数」のように受講者数が含まれていない等、整合性が取れていない部分は整理が必要ではないかと。

- 委員 新しく制度等を作った際はそれ自体が指標になったとしても、その後はどの程度運用されているのかという点を考慮すべきである。  
また、事業番号9「特別養護老人ホーム等の整備」については、評価指標「区内特別養護老人ホーム施設数」となっているが、施設数ではなく、ベッド数が指標として望ましいと思われる。
- 男女共同参画担当課長 ご指摘の部分については、担当課と再度調整したい。
- 委員 先ほど委員から話があったが、男女共同参画との関連性が疑問である事業は具体的にどれか。
- 委員 具体的に申し上げるのは差し控えるが、立派な報告書を作るために数多くの事業を盛り込んでいるようにも見受けられる。いかに女性がいきいきと働き、活躍していくことができるかが重要ではないか。
- 委員 男女共同参画は女性が働くことのみならず焦点を当てている訳ではなく、男女共同参画の関連する分野が多岐にわたるというのも、ある程度は必要である。  
また、男女別の数値を出す件に関しては、性の多様性が問題となっている今日では非常に難しい面もあるのではないか。
- 委員 各政党の議員や立候補者における女性割合や杉並区の管理職における女性割合も資料として知りたいところである。
- 男女共同・犯罪被害者支援係長 杉並区の管理職における女性割合については、事業番号19「区役所における女性活躍の推進」の評価指標「管理職及び係長級に占める女性職員の割合」として挙げている。
- 男女共同参画担当課長 議員や立候補者における女性割合については、担当課の事業として位置づけづらいことから、行動計画の指標とするのは困難であると思われる。また、誘導しているといった疑念を持たれないよう、慎重を期する必要もある。
- 委員 事業番号19「区役所における女性活躍の推進」に関連して、杉並区職員の男女比はどの程度なのか。
- 男女共同参画担当課長 女性職員の方が多いが、職種により非常に偏りがある。保育士などの福祉系は女性が8割以上であり、事務系は女性が5割を少し切る程度。保健師などの医療技術系は女性が9割を超えるが、一般技術系は2割程度となっている
- 男女共同・犯罪被害者支援係長 杉並区では「杉並区職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」を作成しており、年に一度、その取組状況等を区公式ホームページで公表している。女性職員の採用割合なども公表されているので、ご覧いただきたい。
- 委員 先ほど話題となっていたゆうCanについて、ご意見を吸い上げる仕組みが必要ではないか。QRコードを掲載し、入力フォームにつながるようにするのも方法である。
- 2 議題(2) 性的少数者に関する正しい認識と理解の促進に向けた事業について
- 男女共同参画担当課長 性的少数者に関する正しい認識と理解の促進に向けた事業について、資料2に基づき説明(省略)。
- 委員 「困っている人がいます」という表現について、性的少数者を「困っている人」とカテゴライズしている点が気になった。しかし、当事者に聞いたところ、「あまり抵抗はない」とのことだった。  
また、「パートナーとの法的な保障がない」というのは、他の4項目と次元が異なると思う。
- 男女共同参画担当課長 先日、区役所ロビーで本リーフレット案と近い内容のパネルを展示したが、来場者のアンケートで、「自分の性を男女どちらかに決められない人」という表現が、「決めることが正しいような印象を与えかねない」とのご指摘があり、慎重に表現すべきだと感じた。
- 委員 男女を表すイラストについて、女性がスカート姿になっているが、問題ないのか。
- 男女共同・犯罪被害者支援係長 昨年度、「男女共同参画の視点で伝える表現ガイド」を作成し、女性を常にスカート姿で描くことは好ましくないとしたところだが、このように単純化したイラストの場合でも、男女すべてズボン姿にした方がよいのか、非常に悩ましい。
- 委員 杉並区では、パートナーシップ制度についてどのように考えているのか。

- 男女共同参画担当課長 まずは理解促進のために啓発活動に取り組むことが先決で、パートナーシップ制度の導入は時期尚早だと考えている。
- 委員 リーフレットの「彼氏（彼女）いるの？」という表現について、女性がカッコ内に入っているのが疑問である。文章を分けるなどしてはどうか。
- 男女共同参画担当課長 ご指摘のとおり、文章を分けるよう対応したい。

### 3 報告等 配偶者暴力相談支援センターの運営状況について

- 男女共同参画担当課長 配偶者暴力相談支援センターの運営状況について、資料3に基づき説明（省略）。
- 委員 相談件数増加の要因や相談内容の分析等はなされているのか。
- 男女共同・犯罪被害者支援係長 件数が30年度に大きく増加したのは、福祉事務所の相談件数が大きく伸びたことによるものである。延べ件数を掲載しているため実人数はもう少し少なくなるが、一時保護など実施する福祉事務所においては、1件に対する関わりがより深くなっているのも一因であると思われる。
- 委員 資料3の相談件数は福祉事務所と男女平等推進センター分室の合算とのことだが、男女平等推進センターのDV専用ダイヤルではどの程度の件数の相談を受けたのか。
- 男女共同・犯罪被害者支援係長 平成30年度の相談受付延べ件数1,742件中、DV専用ダイヤルでは354件の相談を受け、残りは福祉事務所が対応している。
- 委員 最近、児童虐待とDVが密接に結びついているのではないかという報道がなされているが、虐待を担当する部署からの情報提供などはあるのか。
- 男女共同・犯罪被害者支援係長 情報提供がなされることもあるし、また、こちらから面前DV等に関して通報をすることもある。
- 委員 資料3裏面「配偶者暴力相談支援センター機能整備概要」に保育園・子供園が掲載されているが、学校は「教育委員会」に含まれていると考えてよいのか。
- 男女共同参画担当課長 その通りである。

### 3 その他

- 男女共同・犯罪被害者支援係長 前回懇談会においていただいたご意見を参考に、男女平等推進センターの蔵書約3,500冊について、PDFデータで一覧を区公式ホームページに掲載することとし、現在閲覧できるようになっていることを報告。
- 委員 男女平等推進センター委託講座を受託している団体に所属する2名の委員から、今年度実施する講座の案内について報告（省略）。

### 4 連絡事項等

- 男女共同・犯罪被害者支援係長 次回懇談会の予定などについて説明。

### 5 閉会

以上